

委員会提出議案第 3 号

亀山市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 29 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 深 水 隆 司

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例（平成２２年亀山市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（議会運営の原則） 第４条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性<u>の確保、並びに市民の多様性の尊重に努めるとともに、</u>市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２～７ 〔略〕 <u>（災害時等の議会の対応）</u> 第４条の２ <u>議会は、地震、風水害等による災害、感染症等（次項において「災害・感染症等」という。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保す</u>	（議会運営の原則） 第４条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性<u>を確保し、</u>市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２～７ 〔略〕 〔条を加える。〕

るため、効果的かつ機動的な活動が
図られるよう議会としての体制の整
備に努めるものとする。

2 議会は、災害・感染症等が発生し、
又はそのおそれがあるときは、必要
に応じて市と情報を共有するものと
する。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。